

障害者活躍推進計画の取組状況（警察本部）

目標	結果
<p>① 採用に関する目標</p> <p>【実雇用率】</p> <p>令和2年6月1日時点の法定雇用率以上 法定雇用率：2.5%</p> <p>令和3年6月1日時点の法定雇用率以上 法定雇用率：2.6%</p> <p>令和4年6月1日時点の法定雇用率以上 法定雇用率：2.6%</p> <p>② 定着に関する目標</p> <p>不本意な離職者を生じさせない。</p>	<p>令和2年6月1日時点の実雇用率 2.82%</p> <p>令和3年6月1日時点の実雇用率 2.67%</p> <p>令和4年6月1日時点の実雇用率 2.72%</p> <p>離職者数 0人</p>
取組内容	結果
<p>1. 障害者の活躍を推進する体制整備</p>	
<p>○ 障害者雇用推進者として警務部長を選任する。</p>	<p>令和元年9月4日に障害者雇用推進者として警務部長を選任している。</p>
<p>○ 障害者職業生活相談員を適切に選任する。（令和元年11月22日付けで選任済み）</p>	<p>令和2年3月25日に障害者職業生活相談員の改任に伴う届出を行った。</p>
<p>○ 障害者雇用推進者を責任者とし、障害のある職員が参画する「滋賀県警察障害者雇用推進チーム」を設置し、計画の実施状況の点検・見直し等を行い、幹事課長会議・部長会議・公安委員会において報告を行う。</p>	<p>令和2年2月6日に、「滋賀県警察障害者雇用推進チーム」を設置し、策定した計画の実施状況等の点検を行った上で、幹事課長会議・部長会議・公安委員会への報告を行った。</p>
<p>○ 障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、滋賀労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>	<p>選任している障害者職業生活相談員が、令和3年2月25日に滋賀労働局が開催した障害者職業生活相談員資格認定講習を受講した。障害者職業生活相談体制の強化を図るため、新たにもう一名の職員が令和4年3月16日に開催された同講習を受講した。</p>

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
○ 障害により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。	職員の所属において定期的な面談を実施し、人事情報として人事担当係と共有のうえ、人事配置を実施した。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
○ 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。	半期ごとに面接を実施し、職員の状況把握を行った。令和3年度は、設備や制度に関する検討対象はなかった。
○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。	
○ 時間単位の年次有給休暇や特別休暇等、各種休暇の利用を促進する。	文書により休暇の取得促進に関する指示を行った。
○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられることといった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 	令和3年度は募集を行っていない。
4. その他	
○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。	令和3年度の発注実績 4件